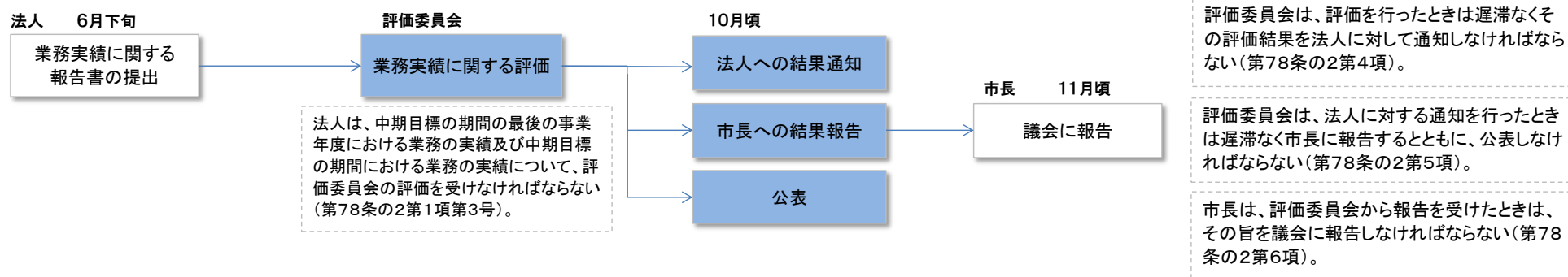


○地方独立行政法人法に基づく前橋工科大学に係る手続

前橋市公立大学法人評価委員会が行う事務(令和元年度)

- ・事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績の評価(第78条の2)

・事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績の評価について



○公立大学法人評価委員会について

1 概要

地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、市の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を設置しています。(委員会名:前橋市公立大学法人評価委員会)

評価委員会では、年に複数回会議を開催し、業務実績に関する評価に関すること等について、委員の皆様から意見をいただいています。

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。(第11条)

2 評価委員会が行う事務 <評価委員会の意見を聴く、又は評価を受ける事項>

※()は地方独立行政法人法の規定

※地方独立行政法人法の改正に伴い、所掌事務に変更が生じる場合があります。

- (1) 設立団体が定める、法人が達成すべき業務に関する目標(中期目標)の策定及び変更への意見(第25条)
- (2) 地方独立行政法人が行う重要な財産の処分の認可への意見(第44条)
- (3) 中期目標を達成するため地方独立行政法人が定める計画(中期計画)の認可への意見(第78条)
- (4) 各事業年度・中期目標期間に係る業務の実績の評価(第78条の2)
- (5) 中期目標期間の終了時の検討に当たっての意見(第79条の2)